

**令和3年度一般会計における引上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる
社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費**

(歳入)

地方消費税交付金(社会保障財源化分) 41,455 千円

(歳出)

社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 784,081 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位:千円)

事業区分		対象経費	財源内訳		
			特定財源	一般財源	
				地方消費税交付金(社会保障財源化分)	その他
社会福祉	社会福祉事業	214,228	152,850	5,431	55,947
	老人福祉事業	35,396	23,073	1,090	11,233
	児童福祉事業	153,469	51,334	9,037	93,098
社会保険	国民健康保険事業	67,656	21,600	4,075	41,981
	後期高齢者医療事業	139,759	16,679	10,890	112,190
	介護保険事業	118,392	5,745	9,967	102,680
保健衛生	保健衛生事業	11,221	3,019	726	7,476
	疾病予防事業	43,960	41,249	240	2,471
合 計		784,081	315,549	41,455	427,077

平成26年4月1日から消費税(国・地方)が5%から8%に引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増額分について、その用途を明確化するとともに、社会保障施策に要する経費に充てることとされています。また、令和元年10月1日から消費税が8%から10%に引き上げられたことに伴う地方消費税交付金の増額分についても、社会保障の充実に要する経費に充てることとされています。